

上信越高原国立公園
(谷川地域)

公園区域及び公園計画変更書

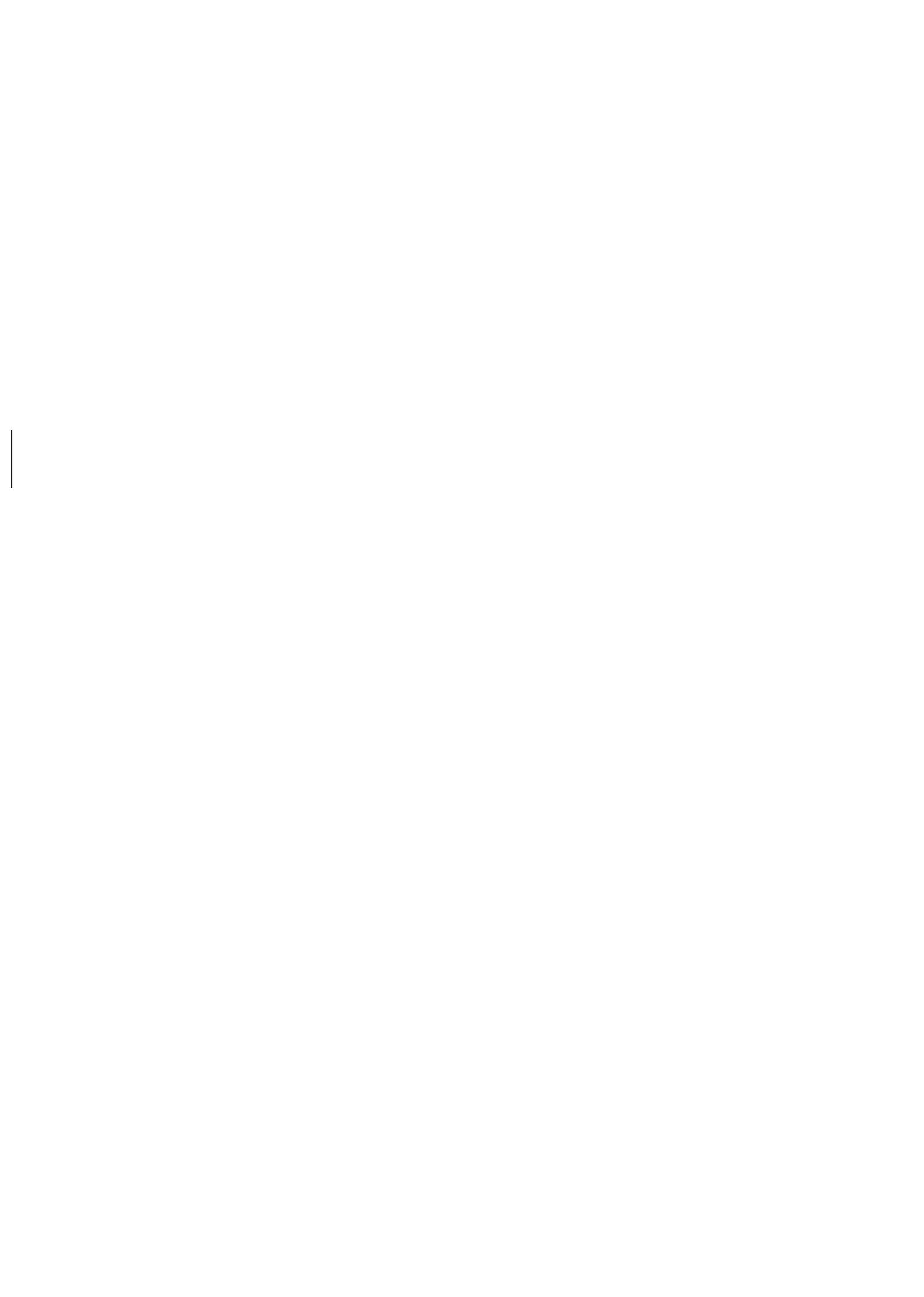
[再検討]

(環境省原案)

平成 年 月 日
環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域概要変更理内容	4
4	変更する公園区域	15
第2	公園計画の変更	17
1	変更理由	17
2	基本方針の変更内容	19
3	規制計画の変更内容	23
	(1) 保護規制計画及び関連事項	23
	ア 特別地域	23
	(ア) 第1種特別地域	25
	(イ) 第2種特別地域	27
	(ウ) 第3種特別地域	31
	イ 関連事項	33
	(ア) 普通地域	33
	ウ 面積内訳	35
4	事業計画の変更内容	37
	(1) 施設計画	37
	ア 利用施設計画	37
	(ア) 集団施設地区	37
	(イ) 単独施設	39
	(ウ) 道路	42
	a 車道	42
	b 歩道	44
	(エ) 運輸施設	48



第1 公園区域の変更

1 変更理由

上信越高原国立公園は、群馬県、長野県及び新潟県の三県の県境にそびえる 2,000m級の山々を中心とした公園である。昭和 24 年 9 月 7 日に、志賀高原地域、谷川・苗場地域、草津・万座・浅間地域（東部地域）が国立公園に指定され、その後、昭和 31 年 7 月 10 日に妙高・戸隠地域（西部地域）が追加指定され、現在に至っている。

谷川地域は、昭和 24 年の国立公園指定以来、公園区域の全般的な見直し（再検討）が行われていない。

このため、自然的及び社会的状況の変化を踏まえ、本地域の公園区域の再検討を行い、風致景観の保全と適正な利用を図るものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>上信越高原国立公園は、^{あさまやま}浅間山、^{あずまやさん}四阿山、^{しらねさん}白根山、^{いわすげやま}岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である^{なえぼさん}苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地として、昭和 24 年 9 月 7 日に国立公園に指定された。その後、昭和 27 年 10 月 9 日の利用計画の決定、昭和 27 年 10 月 28 日の特別地域の指定、昭和 44 年 1 月 10 日の特別保護地区の指定が行われているが、本公園谷川地域については、昭和 24 年 9 月 7 日の指定後、区域及び公園計画にかかる全面的な見直しが行われず、現在に至っている。</p> <p>本地域は、非火山性の構造山地として群馬県と新潟県の県境に谷川連峰がそびえ、標高は 2,000m に届かない程度であるが、ヨーロッパのアルプス山脈を彷彿とさせる非対称山体の美しい山岳景観を呈し、多くの観光客や登山者に親しまれている。本地域は、地形的要因や利用導線等から大きく谷川エリアと赤谷エリアの 2 地域に分けることができる。</p> <p>谷川エリアは^{ゆびそがわ}湯桧曾川の流域に位置し、谷川岳をはじめとして^{いちのくらだけ}一ノ倉岳、^{しげくら}茂倉岳、^{ぶのう}武能岳、^{しらがもん}朝日岳、^{しらがもん}白毛門で形成される馬蹄形の盆地を有し、一ノ倉沢、マチガ沢、^{ゆうのさわ}幽ノ沢等の氷河地形が見られるエリアである。高山帯から山地帯に位置するため、高山低木群落からブナ-ミズナラ群落まで多様な植生分布が見られ、雪田</p>	<p>(※指定当初の公園計画書が現存しないため、以下の各項目は無し。指定は、昭和 24 年 9 月 7 日厚生省告示第 183 号)</p>

変更後	変更前
<p>草原や風衝草原等には高山植物群落が見られる。山麓には湯桧曾温泉や谷川温泉があり、登山基地となっている。当該エリアは、平成 24 年 6 月に全国 3 番目、国立公園内では第 1 号のエコツアーリズム推進法に基づく全体構想認定地域で、地元団体によって自然環境の保護と適正利用の推進が行われている。国道 291 号線のマイカー規制もその一環であり、利用シーズンには車両の乗り入れが禁止されるなどの対応が取られている。</p> <p>赤谷エリアは赤谷川とムタコ沢の流域に位置し、^{まんたろうやま}万太郎山、^{せん}仙ノ倉山、^{のくらのやま}平標山、^{たいらつびょうやま}三国山の谷川連峰と^{いなづつみやま}稲包山、^{あかざわやま}赤沢山、^{あづまやさん}吾妻耶山に囲まれたエリアで、^{にいしほるむら}旧新治村の地域である。高山帯から山地帯に位置し、高山低木群落からブナ-ミズナラ群落まで多様な植生分布が見られ、雪田草原や風衝草原には高山植物群落が見られる。山麓には^{かわふる}川古、^{ほうし}法師温泉等古くからの温泉地がある。当該エリアは、平成 16 年から三国山地/赤谷川・生物多様性復元計画（赤谷プロジェクト）が進められている地域で、土地所有者や自然保護団体、地域団体によって生物多様性に配慮した森林管理が行われている。</p> <p>以上より、非火山性連峰を風景形式とし、それと一体的な非対象山体の美しい山岳景観を有する区域を、我が国を代表する傑出した景観を有する地域として国立公園に指定するものである。</p> <p>また、本公園は「山と高原が彩るレクリエーションの百貨店」をテーマとして、成層火山やカルデラ、火山性高原等の火山活動による様々な地形と氷食による断崖・岩壁や^{じゃもんがん}蛇紋岩植生が見られ</p>	

変更後	変更前
<p>る非火山性構造山地等の景観要素からなる風致景観を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。</p>	

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 2 : 地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 景観の特性 ア 地形、地質 谷川連峰は、2,000m に足りない中級山岳であるが、山容はまさしく高山的で、アルプス的な景観を呈している。これは、この地域が残雪に富み、各地に高山草原が発達していることなどに起因してい</p>	<p>(1) 景観の特性 ア 地形、地質 (※項目無し)</p>

変更後	変更前
<p>るが、最大の要因はやはり一ノ倉沢、マチガ沢、幽ノ沢、^{まないたぐら}俎岳などに代表される急峻な岩壁と露岩地の存在がある。これら急峻な岩壁と露岩地は氷河の浸食や融雪水や雪崩によるもので、尾根と沢の比高は 200～400m にもなり、いくつかの傾斜変換点を携える等の特徴がある。また、谷川連峰の各所に雪食凹地形が存在し、谷川岳山頂付近から一ノ倉岳、^{しげくらだけ}茂倉岳、^{ぶのうだけ}武能岳を経て^{よもぎとうげ}蓬峠辺りまでと、朝日岳周辺に見られる。急峻で発達した谷地形には複数の滝があり、湯桧曾川上流部や赤谷川上流部に点在している。</p> <p>谷川地域は、深成岩類の石英閃緑岩～閃緑岩類が広く分布し、これらは古期岩類および新第三系を貫き、それらに接触変成作用を与えている。古期岩類には、蛇紋岩や花崗岩類、輝緑岩、結晶片岩等の岩石が含まれる。新第三系は主に火山砕屑岩から成るもので、当地域南方の水上地区付近のものに連続すると考えられている。蛇紋岩は超塩基性岩類に属し、その化学的特性から周囲の植生とは異なる蛇紋岩植生が発達している。蛇紋岩は谷川岳山頂の他、天神尾根から^{てんじんだいら}天神平、茂倉岳、朝日岳にかけて見られる。結晶片岩は谷川岳山頂付近のみで確認されるが、蛇紋岩に取り囲まれており、蛇紋岩のゼノリス状結晶片岩として特筆される。</p> <p>イ 植生・野生生物</p> <p>谷川地域は谷川岳を中心とし、北の朝日岳から西の平標山、南の赤沢山周辺までのきわめて広い範囲と、その東南の谷川温泉・湯桧曾温泉、南の法師温泉・川古温泉の温泉地が含まれている。この地域の植生分布の特徴は次のとおりである。</p>	<p>イ 植生・野生生物 (※項目無し)</p>

変更後	変更前
<p>①自然植生の占める割合はきわめて高く、また垂直植生帯の形成も良好である。すなわち海拔 1,600m 前後を境としてそれより下部にはブナ林が広がり、上部にはササ-ダケカンバ群落やササ自然草原などの亜高山帯の群落が分布している。そしてこれらの上部和下部をつなぐ様に、ミヤマナラ低木林が不連続な帯状に分布している。海拔 1,900m 以上にはハイマツなど高山低木群落や、雪田草原、高山ハイデおよび風衝草原などの高山植生が分布している。</p> <p>②亜高山性の針葉樹林の発達がきわめて悪く、山岳の西向斜面上部に小面積に認められるのみである。これは西の苗場山周辺において針葉樹林の発達が良いのに比べると対照的である。わが国の東北部の亜高山帯では針葉樹林の分布が欠けることが一般的であるが、苗場山との対比で見ると、この地域が両方の性質の山岳の中間点といえる。</p> <p>③谷川温泉・湯桧曾温泉と法師温泉・川古温泉一帯は自然植生の占める割合がきわめて小さく、スギ・ヒノキの人工林とミズナラ二次林の占める割合が大きい。</p> <p>この地域で注目すべき植物群落としては、谷川岳の蛇紋岩植生、朝日岳の雪田植生が挙げられる。蛇紋岩植生では、ホソバヒナウスユキソウ、ジョウシュウアズマギク、ジョウシュウオニアザミ、クモマニガナ、イブキボウフウ、ナエバキスミレ、ユキワリソウ、シブツアサギクなどが見られる。雪田植生では、イワイチョウ、タテヤマリンンドウ、コイワカガミ、ショウジョウバカマ、キンコウカ、ヌマガヤなどが見られる。</p> <p>変化に富んだ植生と地形の複雑さによって、多くの野生動物が</p>	

変更後	変更前
<p>生息している。特に一ノ倉沢岩場はイワツバメの繁殖地となっており、ハリオアマツバメやアマツバメも見られる。谷川連峰の岩場は、イヌワシの繁殖地にもなっている。</p> <p>哺乳類は、ツキノワグマやニホンカモシカ等の大型哺乳類の他、ヤマネ、ホンシュウトガリネズミ、ニホンカワネズミ等の中小型哺乳類も多数生息している。また、高山蝶も多数生息しており、ミヤマシロチョウ、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ、ヒメギフチョウ等が稜線部の雪田植生等で観察することができる。</p> <p>ウ 自然現象</p> <p>谷川地域は群馬・新潟の県境の山地で、そのほとんどが海拔高度1,000m 以上である。この山地は、関東地方と中部地方(上越方面)の境界となる分水嶺となるばかりでなく、気候的には、本州の太平洋側と日本海側の著しく異なる気候地域の境界にもあたっている。</p> <p>年間の平均気温は約8～10℃であり、年間降水量は約1,800～2,000mm である。谷川連峰のそびえる三国山脈の北側では典型的な日本海側気候地帯になるため、三国山脈では降雪量が多く、年間降水量が3,000mm を超えるところも少なくない。</p> <p>エ 文化景観</p> <p>湯桧曾温泉、谷川温泉、猿ヶ京温泉などの温泉集落となっており、法師温泉、川古温泉などの自然の中にひっそりとたたずむ温泉宿も点在している。中でも、法師温泉は与謝野晶子や直木三十五、川端康成など古くから多数の文人・墨客によって愛されてきた温泉地で</p>	<p>ウ 自然現象</p> <p>(※項目無し)</p> <p>エ 文化景観</p> <p>(※項目無し)</p>

変更後	変更前
<p>あり、明治期に建てられた旅館の建物は平成 18 年には登録有形文化財に指定されている。</p> <p>本地域には、日本の百名峠に収録されている三国峠をはじめ、人の往来によって開かれた標高が高い位置での峠道も存在している。</p> <p>(2) 利用の現況</p> <p>谷川地域においては、ピークハントを目的とした登山の他、高山植物の花や急峻な岩壁を望むなど自然探勝を目的とした散策利用、ラフティングやキャニオニング等のアウトドアスポーツ等の利用が見られる。谷川岳の登山基地となっている土合口には、各登山口があるほか、ロープウェーが整備されており、登山者のみならず、一般観光客も多数訪れる場所となっている。</p> <p>近年では、利用者の目的が多様化しており、登山のみならずアウトドアスポーツを体験する利用者も多く、利用者数は増加傾向にある。平成 25 年の谷川岳の登山者数は約 32,000 人となっており、みなかみ町の年間観光入り込み者数は約 337 万人（平成 25 年）で、全体的な入り込み者数は横ばいである。</p> <p>(3) 社会経済背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>谷川地域の公園面積 14,908ha のうち、国有地 14,394ha、公有地 51ha、私有地 463ha であり、国有地地の公園全体に占める割合が大きい。イ人口及び産業</p> <p>本公園区域に係る市町村は群馬県利根郡みなかみ町だけであ</p>	<p>(2) 利用の現況</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(3) 社会経済背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(※国有地 14,143 ha、公有地 51 ha、私有地 483 ha)</p>

変更後						変更前					
り、人口及び世帯数は次の通りで、近年は減少傾向にある。公園区域内の居住者は少数である。						イ 人口及び産業 (※項目無し)					
		世帯数 (戸)		人口 (人)							
平成 2 年		8, 192		26, 540							
平成 7 年		8, 441		26, 252							
平成 12 年		8, 391		25, 079							
平成 17 年		8, 021		23, 310							
平成 22 年		7, 864		21, 345							
平成 26 年 6 月 1 日		8, 189		20, 878							
<p>※平成 22 年までは国勢調査結果。</p> <p>※平成 26 年は住民基本台帳に基づくものであり、国勢調査結果とは異なる。</p> <p>※平成 17 年に月夜野町、みなかみ町、新治村が合併し、みなかみ町となる。</p>											
<p>人口の減少に伴い産業就業者は年々減少し、第一次産業は激減している反面、第三次産業はアウトドアを中心とした観光業が主要産業であり、就業者のおよそ 7 割が従事しており、国立公園との関わりも深い。</p>											
(平成 22 年 3 月 31 日現在)											
県	市	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	就業者						

変更後									変更前
名	町 村 名	人口 (人)	構成 比(%)	人口 (人)	構成 比(%)	人口 (人)	構成 比(%)	総数 (人)	
群 馬 県	み な か み 町	1,062	10.05	2,207	20.88	7,301	69.07	10,570	
<p>エコツアーの推進を積極的に行っており、エコツアーの開発が盛んに行われている。谷川岳ロープウェイの山頂駅周辺の天神平では、花をめぐる散策ツアーが行われ、星空観察会等も実施されている。土合口から一ノ倉沢までの区間では渋滞等による排ガス対策としてマイカー規制を実施しているが、当該路線を活用して登録インタープリターによるガイドウォーク等も実施しており、その他外来生物法に基づく特定外来生物オオハンゴンソウの防除実施ツアー等、環境保全活動と観光ツアーを組み合わせたプログラム開発が行われている。また、アウトドアではラフティングやキャニオニングが盛んで、湯桧曾川及びその支流において多くの観光事業者が事業を展開している。</p> <p>ウ 権利権限関係 (ア) 保安林</p>									

変更後				変更前
(国有林)				ウ 権利権限関係 (※項目無し)
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	
水源かん養	群馬県利根郡み なかみ町内	12,447	昭 36.5.23	
			昭 37.6.27	
			昭 46.3.30	
			昭 54.7.25	
			昭 55.4.4	
			昭 58.4.30	
土砂流出防備	群馬県利根郡み なかみ町内	1,223	昭 60.8.17	
			平 2.8.21	
			平 11.10.27	
干害防備	群馬県利根郡み なかみ町内	33	平 11.10.27	
なだれ防止	群馬県利根郡み なかみ町内	207	昭 36.5.23 昭 58.4.30	
保健	群馬県利根郡み なかみ町内	3	昭 58.4.30 昭 58.10.21	
(民有林)				

変更後				変更前
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	
土砂流出防備	群馬県利根郡みなかみ町内	6	明 31. 1. 1 明 44. 2. 13 昭 53. 3. 28	
(イ) 鳥獣保護区 (県指定)				
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定 年月日	
仙ノ倉山	群馬県利根郡みなかみ町内	2.664	昭 55. 4. 1	
谷川岳	群馬県利根郡みなかみ町内	4,039	昭 59. 11. 1	
法師	群馬県利根郡みなかみ町内	1,851	昭 59. 11. 1	
(ウ) 史跡名勝天然記念物				
区分	名称	位置	指定年月日	
国指定特別天然記念物	カモシカ	地域を定 めず指定 (群馬県)	昭 30. 2. 15	
国指定天然記	ヤマネ	地域を定	昭 50. 6. 26	

変更後				変更前			
念物		めず指定 (群馬県)					
	日本犬 (秋田犬)	地域を定 めず指定 (群馬県)	昭6.7.31				
	日本犬 (柴犬)	地域を定 めず指定 (群馬県)	昭11.12.16				
	日本犬 (紀州犬)	地域を定 めず指定 (群馬県)	昭9.5.1				
	日本犬 (四国犬)	地域を定 めず指定 (群馬県)	昭12.6.15				
	矮鶏 (チャボ)	地域を定 めず指定 (群馬県)	昭16.8.1				
	イヌワシ	地域を定 めず指定 (群馬県)	昭40.5.12				
	ミヤコタナゴ	地域を定 めず指定 (群馬県)	昭49.6.25				
	アユモドキ	地域を定	昭52.7.2				

変更後				変更前			
		めず指定 (群馬県)					
国登録文化財	法師温泉 ^{ちやうじゆかん} 長寿館	群馬県利根郡みなかみ町大字永井650	平 18. 8. 24				
県指定天然記念物	ミヤマモンキチョウ	地域を定めず指定 (群馬県)	昭 52. 4. 1				
	ベニヒカゲ	地域を定めず指定 (群馬県)	昭 52. 4. 1				
	オオイチモンジ	地域を定めず指定 (群馬県)	昭 52. 4. 1				
	ミヤマシロチョウ	地域を定めず指定 (群馬県)	昭 52. 4. 1				
	ヒメギフチョウ	地域を定めず指定 (群馬県)	昭 61. 3. 7				
	トウホクサンショウウオ	地域を定めず指定 (群馬県)	平 19. 3. 27				

変更後				変更前
	ヒダサンショウウオ	地域を定 めず指定 (群馬県)	平 19. 3. 27	
	ユビソヤナギ群落	湯桧曾川 流域	平 20. 3. 27	

4 変更する公園区域

上信越高原国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	削除	群馬県利根郡みなかみ町 大字猿ヶ京温泉の一部	宅地開発等の開発が著しい場所であり、廃屋も点在するなど国立公園としての資質が失われているため、区域から削除するもの。	△106 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>△106</td></tr> </table>	国	0	公	0	私	△106
国	0									
公	0									
私	△106									
			変更部分 面積計	△106 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>△106</td></tr> </table>	国	0	公	0	私	△106
国	0									
公	0									
私	△106									
			変更前 公園面積	15,014 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>14,394</td></tr> <tr><td>公</td><td>51</td></tr> <tr><td>私</td><td>567</td></tr> </table>	国	14,394	公	51	私	567
国	14,394									
公	51									
私	567									
			変更後 公園面積	14,908 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>14,394</td></tr> <tr><td>公</td><td>51</td></tr> <tr><td>私</td><td>463</td></tr> </table>	国	14,394	公	51	私	463
国	14,394									
公	51									
私	463									

第2 公園計画の変更

1 変更理由

上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地として、昭和24年9月7日に国立公園に指定された。その後、昭和27年10月9日の利用計画の決定、昭和27年10月28日の特別地域の指定、昭和44年1月10日の特別保護地区の指定が行われているが、本公園谷川地域については、昭和24年9月7日の指定後、区域及び公園計画にかかる全面的な見直しが行われず、現在に至っている。

近年では、中高齢者や若齢女性による登山ブーム、全国的な経済低迷による観光客の減少など、社会経済的状況も公園指定時から大きく変わっている。

このため、自然的及び社会的状況の変化を踏まえ、谷川地域の公園計画を再検討し、非火山性の構造山地で非対称山体の美しい山岳景観を呈する風致景観を保全するとともに、エコツーリズムを推進するため、適切な利用の推進を図るものである。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 4 : 基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>1 基本方針</p> <p>上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地である。</p> <p>谷川地域は、非火山性の構造山地として群馬県と新潟県の県境に谷川連峰がそびえ、標高は2,000mに届かない程度であるが、ヨーロッパのアルプス山脈を彷彿とさせる非対称山体の美しい山岳景観を呈し、多くの観光客や登山者に親しまれている。近年では、中高齢者や若齢女性による登山ブーム、全国的な経済低迷による観光客の減少など、社会経済的状況も公園指定時から大きく変わっている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本地域の風致景観を適切に保護し、生物多様性の確保に寄与し、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進していくため、以下の方針により公園計画を定める。</p> <p>(1) 規制計画</p> <p>ア 保護規制計画</p> <p>(ア) 特別保護地区</p> <p>谷川岳(1,963m)を中心とする一帯で、北より茂倉岳、谷川岳、万太郎山、仙ノ倉山と、南北及び東西に山稜の伸びた連峰を構成しており、最高峰は仙ノ倉山(2,026m)である。この連峰は、第3紀御坂層を基盤とし、これを貫いた石英閃緑岩や花</p>	<p>(※指定当初の公園計画書が現存しない。指定は、昭和24年9月7日厚生省告示第183号)</p>

変更後	変更前
<p>崗岩により形成された構造山地で、侵食の相当進んだ地貌を呈し、標高は2,000m級であるが比高は約1,300mを有し豪壮な山岳景観を呈している。また、仙ノ倉山をはじめとし、山頂一帯はシャクナゲ、ハイマツ群落とともに、ハクサンイチゲ、ナンキンコザクラ、イワカガミ等の高山植物群落がみられ、貴重な自然環境を保持している地域であり、当公園の核心部分にあたることから、特に嚴重に景観の保護を図るために特別保護地区とする。</p> <p>(イ) 第1種特別地域</p> <p>谷川連峰の主要山稜線の下部にあたる地域では、非対称山稜や雪食凹地などの特異な地形が見られ、亜高山帯針葉樹林の欠落した議高山帯の森林（ミヤマナラ林）が広がり、蛇紋岩による超塩基性岩によるお花畑も見られるなど、良好な風致を保持しており、これら特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な地域について、第1種特別地域とする。</p> <p>(ウ) 第2種特別地域</p> <p>超塩基性岩の蛇紋岩植生やその他高山植物の生育地、ブナの天然林などの良好な風致を示す地域及び土合、谷川岳天神平、谷川温泉など利用上重要な土地とその周辺地で、現在の風致を保護する必要がある地域を第2種特別地域とする。</p>	

変更後	変更前
<p>(エ) 第3種特別地域</p> <p>主要幹線道路の沿線や古くから営業している温泉地など利用上重要な土地とその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲でこれらの土地利用と調整しつつ、風致の維持を図る必要がある地域を第3種特別地域とする。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 施設計画</p> <p>(ア) 利用施設計画</p> <p>a 集団施設地区</p> <p>谷川連峰への登山及びびーノ倉沢自然探勝路等の拠点として、効果的な利用者への情報提供や便益の提供が必要であることから、集団施設地区を指定し、適切な整備方針等を定める。</p> <p>b 単独施設</p> <p>山岳景観の探勝のための施設や安全な登山のための宿舎や避難小屋を配置するなど、利用実態を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上、適切な種別の計画を位置づける。</p> <p>c 道路（車道）</p> <p>集団施設地区への到達路や公園の利用地点を繋ぐ車道の</p>	

変更後	変更前
<p>うち、公園利用上必要な路線を位置付ける。</p> <p>d 道路（歩道） 適正な利用を推進するため、利用状況を踏まえ公園利用上必要な路線で、事業実施の可能性等を考慮し、谷川連峰の主要山稜線に接続する登山道を歩道として位置付ける。</p> <p>e 運輸施設 スキー場等における夏季の自然探勝や展望利用を行うため、索道運送施設を計画する。</p>	

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
群馬県	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 316 林班、317 林班、318 林班及び 319 林班の各一部	57 国 57 公 0 私 0		国 公 私
	群馬県利根郡みなかみ町 大字湯桧曾の一部	△19 国 0 公 0 私 △19		国 公 私
変更部分面積合計				38 国 57 公 0 私 △19
変更前特別地域面積				6,504 国 6,374 公 9 私 121

変更後特別地域面積		6,542
	国	6,431
	公	9
	私	102

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域 (地種区分未了) の振替	馬蹄形盆地	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署319林班及び320林班の各一部	谷川連峰の主要山稜線の北東部に位置する稜線部。非対称山稜や雪食凹地など特異な地形が見られ、亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林(ミヤマナラ林)が広がり、蛇紋岩による超塩基性岩によるお花畑が見られるなど良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要であることから、第1種特別地域とする。	1,398 国 1,398 公 0 私 0
2	拡張	特別地域 (地種区分未了) の振替	まないたぐら 嶺 南	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署309林班の一部	谷川連峰の主要山稜線の下部に当たる地域。亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林(ミヤマナラ林)が広がり、矮小化した広葉樹林が広がる景観を呈するなど、良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要であることから、第1種特別地域とする。	136 国 136 公 0 私 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	特別地域 (地種区分未了) の振替	万太郎山 南	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署238林班の 全部並びに234林班 及び235林班の各一 部	谷川連峰の主要山稜線の下部に当たる地域。亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林（ミヤマナラ林）が広がり、矮小化した広葉樹林が広がる景観を呈するなど、良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要であることから、第1種特別地域とする。	537 国 537 公 0 私 0
変更部分面積計						2,071 国 2,071 公 0 私 0
変更前第1種 特別地域面積						0 国 0 公 0 私 0
変更後第1種 特別地域面積						2,071 国 2,071 公 0 私 0

※変更前第1種特別地域面積は、地種区分未了地域のため区分されていない。

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
4	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替及び 普通地域 から振替	土合天神 平	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署 310 林 班、311 林班、312 林班、316 林班、 317 林班、318 林班 及び 319 林班の各 一部 群馬県利根郡みなか み町 大字湯桧曾の一部	谷川岳直下に位置する馬蹄形盆地内に位置する地域。 超塩基性岩の蛇紋岩植生(ウスバヒナウスユキソウやジ ョウシュウアズマギクなど)が見られ、付近にはブナの 天然林が広がり、良好な風致を示している。登山やスキ ー等の利用施設も点在しており、利用者の適正利用を促 す必要がある地域である。利用上重要な土地及びその周 辺地であり、現在の風致を保護する必要があることから、第2種特別地域とする。	1,078 国 1,078 公 0 私 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
5	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替	谷川温泉	群馬県利根郡みなか み町内 大字谷川の一部	谷川岳登山口(保戸野沢ルート、いわお新道、中ゴ-尾根ルート)に位置する温泉街周辺で、周辺にはスギ・ヒノキの人工林とブナの天然林が広がり、良好な風致を示している。付近にはスキー場も整備されており、利用者の適正利用を促す必要がある地域で、ある。利用上重要な土地及びその周辺地で、現在の風致を保護する必要があることから、第2種特別地域とする。	62 国 0 公 0 私 62
6	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替	阿能川岳	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署 239 林 班、242 林班、243 林班及び 308 林班 の各一部 群馬県利根郡みなか み町 大字谷川の一部	谷川連峰主要山稜線の下部に位置し、偽高山帯植生(ミヤマナラ林)とブナ群落が連続するなど、現在の風致を保護する必要があることから、第2種特別地域とする。	583 国 582 公 0 私 1

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
7	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替	三国稜線	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署 220 林班 及び 222 林班の各 一部 群馬県利根郡みなか み町 大字相俣の一部	谷川連峰主要山稜線の西部に位置し、首都圏(群馬)と新潟を結ぶ交通の要所三国峠や三国山、三角山などがある。大源太山から三国山までの稜線には、風衝草原が広がり、高山植物がお花畑を形成するなど原生的な状態を保持している。また、ブナ群落が発達し、三国山登山道沿いにはニッコウキスゲやシラネアオイなどが群生するなど良好な風致を示している。谷川連峰や稲包山、法師温泉への登山道の入口部分及び中部北陸自然歩道がある。利用上重要な土地及びその周辺地で、現在の風致を保護する必要があることから、第2種特別地域とする。	381 国 370 公 0 私 11
8	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替	稲包山	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署 217 林 班、218 林班及び 219 林班の各一部	三国峠から稲包山へ至る稜線にあたる。ブナ群落が発達し、良好な風致を示す地域で、国道 17 号線からの可視領域にあたる。現在の風致を保護する必要があることから、第2種特別地域とする。	74 国 74 公 0 私 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
9	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替	駒形峡	群馬県利根郡みなか み町 大字相俣の一部	国立公園のエントランス部に位置し、赤谷川沿いに位置する狭隘な溪谷で駒形峡と呼ばれる景勝地にあたる地域。現在の風致を保護する必要があることから、第2種特別地域とする。	9 国 0 公 4 私 5
変更部分面積計						2,187 国 2,104 公 4 私 79
変更前第2種 特別地域面積						0 国 0 公 0 私 0
変更後第2種 特別地域面積						2,187 国 2,104 公 4 私 79

※変更前第2種特別地域面積は、地種区分未了地域のため区分されていない。

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
10	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替	川古温泉	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署228林班及 び240林班の各一部 群馬県利根郡みなか み町 大字相俣の一部	赤谷川中流域に位置し古くから営業している温泉施設(川古温泉)の周辺が含まれる地域で、赤谷川の河畔林と付近の二次林が良好な風致を構成しており、利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。	22 国 21 公 0 私 1
11	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替	法師温泉	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署220林班、 221林班及び222林 班の各一部 群馬県利根郡みなか み町 大字永井の一部	主要幹線道路沿線と古くから営業している温泉施設(法師温泉)の周辺が含まれる地域で、植林されたカラマツと天然ブナ林と趣のある木造建築物が良好な風致を構成しており、利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。	202 国 175 公 5 私 22

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
12	拡張	特別地域 (地種区分 未了)から 振替	赤沢山	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署216林班の 一部	赤沢山周辺で、上信越自然歩道の経由地であり、ネズコの植物群落保護林に指定されている。風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。	10 国 10 公 0 私 0
変更部分面積計						234 国 206 公 5 私 23
変更前第3種 特別地域面積						0 国 0 公 0 私 0
変更後第3種 特別地域面積						234 国 206 公 5 私 23

※変更前第3種特別地域面積は、地種区分未了地域のため区分されていない。

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 9 : 普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前												
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)											
群馬県	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 312 林班、314 林班から 320 林班、322 林班から 324 林 班及び 326 林班の各一部	1,436	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 312 林班、314 林班から 320 林班、322 林班から 324 林 班及び 326 林班の各一部	1,474											
	群馬県利根郡みなかみ町 大字湯桧曾の一部	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>国</td> <td>1,368</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>48</td> </tr> </table>	国	1,368	公	20	私	48	群馬県利根郡みなかみ町内 大字湯桧曾の一部	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>国</td> <td>1,425</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>29</td> </tr> </table>	国	1,425	公	20	私
国	1,368														
公	20														
私	48														
国	1,425														
公	20														
私	29														

<p>群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 225 林班から 227 林班、229 林班、232 林班、241 林班 及び 243 林班から 246 林班の各全部並び に 221 林班、222 林班、228 林班、230 林 班、231 林班、233 林班、234 林班、245 林班、239 林班、240 林班、242 林班、308 林班及び 319 林班の各一部</p> <p>群馬県利根郡みなかみ町内 大字相俣及び猿ヶ京温泉の各一部</p>	<p>4,933</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>4,635</td></tr> <tr><td>公</td><td>22</td></tr> <tr><td>私</td><td>276</td></tr> </table>	国	4,635	公	22	私	276	<p>群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 225 林班から 227 林班、229 林班、232 林班、241 林班 及び 243 林班から 246 林班の各全部並び に 221 林班、222 林班、228 林班、230 林 班、231 林班、233 林班、234 林班、245 林班、239 林班、240 林班、242 林班、308 林班及び 319 林班の各一部</p> <p>群馬県利根郡みなかみ町内 大字相俣及び猿ヶ京温泉の一部</p>	<p>5,039</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>4,635</td></tr> <tr><td>公</td><td>22</td></tr> <tr><td>私</td><td>382</td></tr> </table>	国	4,635	公	22	私	382
国	4,635														
公	22														
私	276														
国	4,635														
公	22														
私	382														
<p>変更部分面積合計</p>		<p>△144</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>△57</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>△87</td></tr> </table>	国	△57	公	0	私	△87							
国	△57														
公	0														
私	△87														
<p>変更前 普通地域面積</p>		<p>8,511</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>8,021</td></tr> <tr><td>公</td><td>42</td></tr> <tr><td>私</td><td>448</td></tr> </table>	国	8,021	公	42	私	448							
国	8,021														
公	42														
私	448														
<p>変更後 普通地域面積</p>		<p>8,367</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>7,964</td></tr> <tr><td>公</td><td>42</td></tr> <tr><td>私</td><td>361</td></tr> </table>	国	7,964	公	42	私	361							
国	7,964														
公	42														
私	361														

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 10：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	
	特別保護地区			第 1 種			第 2 種			第 3 種												
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私				
群馬県	土地所有別面積	2,050	-	-	2,071			2,104	4	79	206	5	23	7,964	42	361	14,394	51	463			
	地種区分別面積				2,071			2,187			234											
	地域地区別面積	2,050			4,492																	
	地域別面積	6,542												8,368			14,908			0	0	0
合計	土地所有別面積	2,050	-	-	2,071			2,104	4	79	206	5	23	7,964	42	361	14,394	51	463			
	地種区分別面積 (比率)				2,071 (14.0)			2,187 (14.7)			234 (1.5)											
	地域地区別面積 (比率)	2,050 (134.7)			4,492 (30.2)																	
	地域別面積 (比率)	6,542 (43.9)												8,368 (56.1)			14,908 (100.0)			0	0	0

※合計（陸域）国については、端数処理の関係で一致しない。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

谷川岳集団施設地区を次のとおり変更する。

(表 12：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
1	拡張	谷川岳	昭和 37 年 7 月 9 日	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 316 林班、317 林班、318 林班及び 319 林班の各一部	谷川岳集団施設地区は、群馬県北部の国道 291 号線の終点地に位置し、狭隘な谷間に氷 河の浸食作用による急峻な岸壁である一の倉 沢やマチガ沢などを間近に望む利用拠点であ る。。土地所有は国有地で、所管は環境省、林 野庁となっている。谷川岳エコツアーリズム推 進全体構想のエリアに含まれ、良好な自然環 境の中でエコツアーリズムを推進する観点から 徒歩による利用を主としており、谷川岳ロー プウェイ駅舎のある土合地区とマチガ沢・一 の倉沢地区が歩道等で結ばれ、自然探勝やト レッキングルートとして利用されている。また、 登山基地として谷川連峰へ至る登山口が 各所に設けられ、谷川岳登山指導センターな どが登山者の情報拠点として整備されてい る。 このため、本地区においてはブナの原生林 に囲まれた良好な自然景観を有し、断崖絶壁 の景勝地を眺望するなどの魅力地点が多いこ とから、自然景観・自然環境の保全に十分留 意して、登山利用、自然探勝等の拠点として 園地や散策路の他、適切な情報発信施設等を 計画する。	不明 (※)	143

※昭和 36 年に指定された前計画における面積が不明であるため、変更面積は不明。

(表 13 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)		
						国	公	私
1	谷川岳	群馬県利根郡みなかみ町内 国有林利根沼田森林管理署 316 林班、317 林班、318 林班及び 319 林班の各一部 群馬県利根郡みなかみ町 湯桧曾の一部	谷川岳集団施設地区は、群馬県北部の国道 291 号線の終点地に位置し、狭隘な谷間に氷河の浸食作用による急峻な岸壁である一の倉沢やマチガ沢などを間近に望む利用拠点である。土地所有は国有地で、所管は環境省及び林野庁となっている。谷川岳エコツアー推進全体構想のエリアに含まれ、良好な自然環境の中でエコツアーを推進する観点から徒歩による利用を主としており、谷川岳ロープウェイ駅舎のある土合地区とマチガ沢・一の倉沢地区が歩道等で結ばれ、自然探勝やトレッキングルートとして利用されている。また、登山基地として谷川連峰へ至る登山口が各所に設けられ、谷川岳登山指導センターなどが登山者の情報拠点として整備されている。 このため、本地区においてはブナの原生林に囲まれた良好な風致を有し、断崖絶壁の景勝地を眺望するなどの魅力地点が多いことから、風致・自然環境の保全に十分留意して、登山利用、自然探勝等の拠点として園地や散策路の他、適切な情報発信施設等を計画する。	マチガ沢・一の倉沢 整備計画区	地区内の北西部にかけて位置する計画区である。谷川岳エコツアーリズムの主な利用区域で、日本三大岸壁の一つである一の倉沢やマチガ沢などの断崖絶壁を間近に望み、湯桧曾川沿いの河畔林を観察できる区域である。地区内の自然をじっくりと探勝するために必要な探勝路や園地、休憩所を整備する。また、自然探勝やトレッキング利用を想定した利用者等の利便性を確保するための標識や休憩施設等を整備する。 施設の整備に当たっては、マチガ沢や一の倉沢の岸壁等の眺望が阻害されないよう風致景観に十分配慮して施設を配置する。	105.1		
				土合整備計画区	地区内の南東部に位置する計画区である。谷川連峰への登山及び一の倉沢自然探勝等の拠点として、利用者に適切な情報提供ができるよう情報発信施設や駐車場、広場等を整備する。 施設の整備に当たっては、区域内の標高差に十分留意し、施設間の接続と利用導線を考慮した計画とする。	37.9		
				道路 (車道及び歩道)	谷川岳エコツアーリズムの自然探勝やトレッキングのルート等として利用される路線として、質の高い自然とのふれあいの場が提供されるよう、車道及び歩道を整備する。 施設の整備に当たっては、区域内の標高差に十分留意し、施設間の接続と利用導線を考慮した計画とする。			
				面積計			143.0	—
								143.0

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 14 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	避難小屋	群馬県利根郡みなかみ町 (白樺)	谷川連峰登山の避難小屋として整備する。	新規
2	避難小屋	群馬県利根郡みなかみ町 (笠ヶ岳)	谷川連峰登山の避難小屋として整備する。	新規
3	避難小屋	群馬県利根郡みなかみ町 (一ノ倉岳)	谷川連峰登山の避難小屋として整備する。	新規
4	宿舎	群馬県利根郡みなかみ町 (肩の小屋)	谷川連峰登山の宿舎として整備する。	新規
5	避難小屋	群馬県利根郡みなかみ町 (オジカ沢ノ頭)	谷川連峰登山の避難小屋として整備する。	新規
6	避難小屋	群馬県利根郡みなかみ町 (大障子)	谷川連峰登山の避難小屋として整備する。	新規
7	避難小屋	群馬県利根郡みなかみ町 (熊穴沢)	谷川連峰登山の避難小屋として整備する。	新規
8	避難小屋	群馬県利根郡みなかみ町 (エビス大黒)	谷川連峰登山の避難小屋として整備する。	新規
10	避難小屋	群馬県利根郡みなかみ町 (平標)	谷川連峰登山の避難小屋として整備する。	新規
11	園地	群馬県利根郡みなかみ町 (天神平)	天神平における散策、自然探勝等のための園地として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 15：単独施設削除表)

番号 ※	種 類	位 置	告示年月日	理 由
	園 地	群馬県利根郡みなかみ町 (一の倉沢)	昭和 44 年 9 月 17 日	利用実態を踏まえ、谷川岳集団施設地区に振り替える。
	休 憩 所	群馬県利根郡みなかみ町 (土合)	昭和 34 年 2 月 13 日	利用実態を踏まえ、谷川岳集団施設地区に振り替える。
	野 営 場	群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳一の倉沢)	昭和 32 年 10 月 28 日	利用実態を踏まえ、谷川岳集団施設地区に振り替える。
	休 憩 所	群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳肩)	昭和 37 年 7 月 9 日	利用実態を踏まえ、宿舍計画に振り替える。
	宿 舎	群馬県利根郡みなかみ町 (天神尾根)	昭和 27 年 10 月 9 日	利用実態を踏まえ、園地計画に振り替える。
	宿 舎	群馬県利根郡みなかみ町 (笠ガ岳)	昭和 27 年 10 月 9 日	利用実態を踏まえ、避難小屋計画に振り替える。
	宿 舎	群馬県利根郡みなかみ町 (武能小屋)	昭和 27 年 10 月 9 日	利用実態を踏まえ、避難小屋計画に振り替える。
	園 地	群馬県利根郡みなかみ町 (法師温泉)	昭和 35 年 5 月 17 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
	園 地	群馬県利根郡みなかみ町 (猿ヶ京)	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
	園 地	群馬県利根郡みなかみ町 (幽の沢)	昭和 44 年 9 月 17 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。

番号 ※	種 類	位 置	告示年月日	理 由
	宿 舎	群馬県利根郡みなかみ町 (大栗ノ頭)	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
	給油施設	群馬県利根郡みなかみ町 (法師温泉)	昭和 35 年 5 月 17 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。

※既設計画番号が不明なため、単独施設の削除番号なし。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を削除する。

(表 16 : 道路 (車道) 削除表)

番号 ※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
	谷川岳東面周廻線道路	起点：群馬県利根郡みなかみ町（上合） 終点：群馬県利根郡みなかみ町（マチガ沢）		昭和 45 年 1 月 22 日	谷川岳集団施設地区に振り替える。

※既設計画番号が不明なため、道路（車道）の削除番号なし。

次の車道を変更する。

(表 17：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理 由
番号 ※	路線名	区 間	主 要 経過地	告示年月日	番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針	
	湯桧曾土合線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (湯桧曾温泉) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (一ノ倉沢出合)		昭和 27 年 10 月 9 日	1	湯 桧 曾 土 合 線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (湯桧曾温泉：国立公園境 界) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (土合口：谷川岳集団施設 地区)	湯桧曾温泉	湯桧曾温泉から土合 へ至る車道として整 備する。	起終点等を整理し、一部を谷 川岳集団施設地区に振り替え る。
	相俣湯原線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (国立公園境界) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (国立公園境界)		昭和 27 年 10 月 9 日	2	相 俣 湯 原 線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (国立公園境界) 起点-群馬県利根郡みなかみ町 (国立公園境界) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (川古温泉)	川古温泉	相俣から川古温泉へ 至る車道として整備 する。	起終点等を整理するもの。
	三国峠線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (国立公園境界) 終点：新潟県南魚沼郡三俣村 (芝原峠：国立公園界)		昭和 27 年 10 月 9 日	3	三 国 峠 線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (永井：国立公園境界) 終点-新潟県南魚沼郡湯沢町 (三国)	三国峠	永井から三国峠へ至 る車道として整備す る。	起終点等を整理するもの。
	法師温泉線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (国立公園境界) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (法師温泉)		昭和 27 年 10 月 9 日	4	法 師 温 泉 線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (永井：国立公園境界) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (法師温泉)	法師温泉	永井から法師温泉へ 至る車道として整備 する。	起終点等を整理するもの。

※既設計画番号が不明なため、道路（車道）の現行計画番号なし。

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表 18 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
8	稲包山登山線	起点：群馬県利根郡みなかみ町（三国峠） 終点：群馬県利根郡みなかみ町（赤沢山・歩道合流点）	稲包山	三国峠から稲包山を経由して赤沢山に至る登山道として整備する。	平成 19 年 3 月 30 日 (草津・万座・浅間地域からの振替)

次の歩道を削除する。

(表 19 : 道路 (歩道) 削除表)

番号 ※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
	谷川温泉二俣線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (谷川温泉) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (二俣)		昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
	仏岩線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 終点：群馬県利根郡みなかみ町	仏岩	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。

※既設計画番号が不明なため、道路 (歩道) の削除番号なし。

次の歩道を変更する。

(表 20 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行					新 規					理由
番号 ※	路線名	区 間	主 要 経過地	告示年月日	番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針	
	蓬峠線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (マチガ沢ノ出合) 終点：新潟県南魚沼郡湯沢町 (国立公園境界)	蓬峠	昭和 27 年 10 月 9 日	1	清水街道線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳集団施設地区) 起点-群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳集団施設地区) 終点-新潟県南魚沼郡湯沢町 (蓬峠・歩道合流点) 終点-新潟県南魚沼市 (清水 峠・歩道合流点)	幽ノ沢、白樺避 難小屋	谷川岳集団施設地区 から清水峠及び蓬峠 へ至る登山道として 整備する。	利用実態を踏まえ、路線を統 合し起終点を整理する。
	清水峠線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (白樺避難小屋・歩道分 岐点) 終点：新潟県南魚沼市 (清水 峠・歩道合流点)		平成 7 年 8 月 21 日						
	茂倉岳線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (蓬峠) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳山頂)	茂倉岳	昭和 27 年 10 月 9 日	2	谷川朝日縦 走線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (土合口) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳山頂・歩道合流 点)	白毛門、笠ヶ 岳、朝日岳、清 水峠、セツ小屋 山、蓬峠、武能 岳、一ノ倉岳、 谷川岳	土合口から白毛門、朝 日岳等を経て、谷川岳 へ至る登山道として 整備する。	利用実態を踏まえ、路線を統 合し、起終点を整理する。
	白毛門朝 日岳線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (土合) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (清水峠)	白毛門、 笠ヶ岳	昭和 27 年 10 月 9 日						
	西黒尾根 線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (土樽) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳山頂)	西黒尾根	昭和 27 年 10 月 9 日	3	西黒巖剛線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳集団施設地区) 起点-群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳集団施設地区) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳山頂・歩道合流 点)	ザンゲ岩	谷川岳集団施設地区 から西黒尾根、また、 巖剛新道から谷川岳 へ至る登山道として 整備する。	利用実態を踏まえ、起終点を 整理する。
	天神尾根 線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (谷川温泉) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳山頂)	天神尾根	昭和 27 年 10 月 9 日	4	天神尾根線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (谷川温泉) 起点-群馬県利根郡みなかみ町 (二俣・国立公園境界) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳山頂・歩道合流 点)	天神平、天神 峠、二俣、熊穴 沢避難小屋	谷川温泉から熊穴沢 避難小屋を経て谷川 岳へ至る登山道とし て整備する。	利用実態を踏まえ、起終点を 整理する。

現 行					新 規					理由
番号 ※	路線名	区 間	主 要 経過地	告示年月日	番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針	
	湯島越路線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (湯島温泉) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (毛渡乗越)	川古温泉	昭和 27 年 10 月 9 日	5	川古赤谷線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (川古温泉) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (大源太山・歩道合流点) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (毛渡乗越・歩道合流点)		川古温泉から大源太 山や毛渡乗越へ至る 登山道として整備す る。	利用実態を踏まえ、起終点を 整理する。
	谷川三国 線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (三国峠・歩道分岐点) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (谷川岳山頂・歩道合流 点)	三国山、 平標山、 仙ノ倉 山、万太 郎山	平成 7 年 8 月 21 日	6	谷川連峰縦 走線	起点-群馬県利根郡みなかみ町 (法師温泉) 終点-群馬県利根郡みなかみ町 (肩の小屋宿舎・歩道合流 点))	三国峠、三国 山、三角山、平 標山、仙ノ倉 山、エビス大黒 ノ頭、万太郎 山、大障子ノ 頭、オジカ沢ノ 頭	法師温泉から谷川連 峰の主要稜線を経て、 谷川岳肩の小屋へ至 る登山道として整備 する。	利用実態を踏まえ、路線を統 合し、起終点を整理する。
	法師沢線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (法師温泉・歩道分岐 点) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (上越大橋・歩道合流 点)		平成 7 年 8 月 21 日						
18 ※※	赤沢山線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (法師温泉) 終点：群馬県吾妻郡中之条町 (日向見・四万温泉集団 施設地区)	奥四万湖	平成 19 年 3 月 30 日	9	赤沢山登山 線	起点：群馬県利根郡みなかみ町 (法師温泉) 終点：群馬県利根郡みなかみ町 (赤沢山・歩道合流点)		法師温泉から赤沢山 へ至る登山道として 整備する。	草津・万座・浅間地域から一 部路線を振り替える。

※既設計画番号が不明なため、道路（歩道）の現行計画番号なし。

※※現行計画 赤沢山線の番号は、草津・万座・浅間地域の計画番号を指す。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

(表 21：運輸施設削除表)

番号 ※	路線名	種 類	区 間	主要経過地	告示年月日	理 由
	三国峠	自動車運送施設	群馬県利根郡みなかみ町（三国峠）		昭和 35 年 5 月 17 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。

※既設計画番号が不明なため、運輸施設の削除番号なし。

次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 22：運輸施設変更表)

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区間	主 要 経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主 要 経過地	整備方針	
	谷川岳	起点：群馬県利根郡みなかみ町 （土合） 終点：群馬県利根郡みなかみ町 （天神尾根）		昭和 35 年 6 月 11 日	1	谷川岳	起点：群馬県吾妻郡みなかみ町 （土合：谷川岳集団施設 地区） 終点：群馬県利根郡みなかみ町 （天神平）		谷川岳集団施設地区 から天神平へ至る索 道運送施設として整 備する。	利用実態を踏まえ、起終点を 整理する。

※既設計画番号が不明なため、運輸施設の現行計画番号なし。